

箕輪町下水道運営審議会  
会長 萩原 宏和 様

箕輪町長 白鳥 政徳

下水道使用料の改定について（諮問）

箕輪町下水道運営審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 下水道使用料の見直しについて

【趣旨】

箕輪町の下水道使用料体系は、平成 29 年 11 月の貴審議会の答申により平成 30 年度及び令和 5 年度に 10% ずつ使用料改定をすることで概ね運転資金不足を賄うことができる見通しであることから、平成 30 年 4 月から平均 10% 引き上げ、令和元年 10 月から 8% から 10% になった消費税分をそれぞれ引き上げました。本来であれば令和 4 年度に使用料改定について検討するところでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し使用料改定の検討を見送っていましたので、今回検討をお願いするものであります。

現在の下水道使用料体系では、本来、下水道使用料で賄うべき収益的収入を賄いきれず、不足分は一般会計からの繰入金によって補っています。

収支の不均衡を解消し、将来にわたり下水道事業を安定的に継続していくため、また税の公平性の観点からも、適正な下水道使用料について、貴審議会の意見を求めます。